

1. 地域医療連携推進法人制度の概要

地域医療連携推進法人制度は、平成 27 年の医療法の改正により、医療機関等が相互に機能分担及び業務連携を推進することで、地域において良質かつ適切で効率的な医療提供体制を確保し、地域医療構想を実現するための一つの選択肢となる新たな法人の認定制度として創設された。

2. 法人設立の趣旨・目的

北大阪を中心とした開業医・病院・介護施設等による業務連携及び診療機能・病床機能分化により、安心・安全な医療の提供、また効率的かつ適切な医療・介護を提供し、地域医療構想の達成及び地域包括ケアシステムの構築に資する。

3. 法人の概要

- 名 称：一般社団法人北大阪メディカルネットワーク
- 事 務 所：主たる事務所 大阪府守口市八雲東町二丁目 47 番 12 号
- 医療連携推進区域：大阪府守口市、門真市、寝屋川市、枚方市、四條畷市、大東市、交野市
- 参加法人等：
 - ・病院等を開設する参加法人
社会医療法人彩樹、医療法人恵和会、医療法人裕正会、医療法人さかいクリニック、医療法人塩見クリニック、医療法人橋本クリニック、医療法人慈恩会、医療法人山中クリニック、医療法人健康会、医療法人仁昭会、医療法人正幸会、医療法人普愛会高橋医院、医療法人健優会、医療法人寺西内科、医療法人祥輝会、医療法人博仁会、医療法人七ふく会、医療法人俊弘会、医療法人隆生会、医療法人いそわクリニック、医療法人革島会、医療法人隆成会、医療法人山下医院、社会医療法人信愛会、医療法人林内科医院
 - ・介護施設等を開設する参加法人
社会福祉法人ロータス福祉会
 - ・その他の社員
石井雄二、井上美佐、田中満、博多安美、濱本浩、村川紘介、杉本英光、日高亮子、谷澤洋、中塚泰彦、外山学、神戸尚史、三宅絵奈、坂井陽祐
- 役 員：理事 9 名 監事 2 名
- 医療連携推進業務：
 - ① 診療・病床機能の分担
 - ② 医療介護の相互間による人材育成
 - ③ 医療・介護連携の効率化
 - ④ I C T の推進及び構築
 - ⑤ 医療材料、医薬品の共同購入・高額医療機器の共同利用による医療資源削減
 - ⑥ 地域医療水準の向上
 - ⑦ 地域医療構想・地域包括ケアの推進及び構築
 - ⑧ 非常事態時の医療提供協力体制

4. 経過及び今後の主なスケジュール

- 令和5年11月 一般社団法人の設立（登記）
- 令和5年12月 病院連絡会への説明
大阪府知事への地域医療連携推進法人の認定申請
- 令和6年1月 北河内医療・病床懇話会への説明
- 令和6年2月 北河内保健医療協議会への協議
- 令和6年5月 大阪府医療審議会（医療法人部会）への諮問・答申
- 令和6年6月 大阪府知事による地域医療連携推進法人の認定
地域医療連携推進法人の設立（登記）